

令和5年議員提出議案第1号

愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び愛北広域事務組合議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

令和5年 2月20日提出

愛北広域事務組合議会議長 吉田 鋭夫 様

【提出者】

愛北広域事務組合議会議員 酒井 正宗

【賛成者】

愛北広域事務組合議会議員 柴田 浩行

愛北広域事務組合議会議員 宮地 友治

愛北広域事務組合議会議員 鬼頭 博和

愛北広域事務組合議会議員 矢嶋 恵美

提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、制定する必要があるからであります。

## 愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定する条例

愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。

(準用規定)

第1条 愛北広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例については、江南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第44号。以下「江南市議会条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第2条 前条の規定による江南市議会条例の読替えは、次のとおりとする。

- (1) 江南市議会条例第1条中「江南市議会」とあるのは「愛北広域事務組合議会」と読替える。
- (2) 江南市議会条例第2条第4項中「江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開条例（令和5年条例第〇号）」と読替える。
- (3) 江南市議会条例第12条第2項第3号中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会（人事委員会）、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「管理者、公平委員会（人事委員会）及び監査委員」と読替える。
- (4) 江南市議会条例第45条第1項中「江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第27号）」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第〇号）」と、「江南市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と読替える。
- (5) 江南市議会条例第50条中「江南市情報公開・個人情報保護審査会条例」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」と、「江南市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と読替える。
- (6) 江南市議会条例第56条中「市の区域外」とあるのは「構成市町の区域外」と読替える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。